

第一五九回

衆第四二号

旅券法の一部を改正する法律案

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の四を削り、第二十一条の五を第二十一条の四とする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

旅券に関し都道府県が処理することとされる事務について、市町村等においても当該事務を処理することができるようにするため、事務の委託等に関する地方自治法の規定の適用除外を定めた規定を削除する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。